

第3章 財政計画

1 財政計画策定の意義

米国発の金融危機に端を発した世界経済の減速は、国内の実体経済にも波及してきており、輸出の減少、企業収益の悪化、生産・設備投資の縮小、雇用の抑制、消費の低迷という悪循環が強まるおそれが高まっています。

経済的側面だけではなく社会構造面に目を向けても、少子高齢化の進展に伴う労働力人口の減少や貯蓄率の低下、年々増え続ける社会保障関係費の歳出圧力の増加など、地域経済の潜在的活力を低下させる要因が山積している状況です。

今後も厳しい財政環境が続くことを覚悟しなければならない状況ですが、このように厳しい社会経済環境であるからこそ、市民が行政に寄せる期待は年々高まっており、市民生活を守っていくために市が果たしていかなければならない責任も大きくなっています。

市民一人ひとりが安心して暮らしていくことのできる強固な地域のセーフティネットの構築や、これからの地域の活力の源泉となる良質な社会資本やサービス基盤を整備していくことが求められているのです。

地域経営の視点に立つ場合、将来の財政負担を無視した身の丈以上の過大投資は避けなければなりません。短期的な財政のあり方のみにとらわれ、必要な行政サービスを削り、あるいは将来の地域づくりに必要な投資を抑制してしまえば、行政の職責をまっとうしているとはいえず、地域の地盤沈下につながります。

鎌倉市の財政の現状において、どの程度の投資力があるかを見定め、将来の地域づくりや市民ニーズへの確に対応していくための諸施策の財源的な裏づけを明確にするとともに、本市財政の将来像を視野に入れ今後とも持続可能な財政基盤を維持していくために、平成21年度から25年度までの計画期間内の財政収支の見通しを立て、実施計画事業を支える財政運営の基本指針とするものです。

2 期間内財政見通し

(1) 前財政計画と新たな見通しについて

平成17年度策定の財政計画は、平成18年度から22年度までの期間内財源不足額を約73億円と見込み、必要な財政措置を講じるものでした。

平成18年度から20年度（20年度は予算ベース）までの3カ年で見ると、前財政計画では徴収率の向上や繰出金の圧縮等に努め、さらに9億円の財産処分をした上で、約6億円のプラス収支を確保するというものでしたが、実績ではこの間、財産処分がいまだ未実現であるにもかかわらず3億円のプラス収支を確保する見込みであり、推計以上の財政収支を維持しています。

しかしながら、これは、状況の変化に伴い先送りしている実施計画事業や未着手の事業を抱える一方で、当初想定していなかった新たな実施計画事業への対応等を進めてきた上での収支結果であり、国の制度や景気動向が大きく様変わりし、事業面においては大船駅東口の再開発を含む各種拠点整備事業やバイオマスエネルギー回収施設整備事業など、多額の経費を要する事業が今後の課題として山積している中にあっては、あらためて最新の経済情勢等をもとにした財政見通しを立て、それを踏まえた財源対応、公債管理などを進めていかなければなりません。

ここで示す財政見通しの大枠を維持しながら、短期的な景気変動等に柔軟に対応することと、財務規律を維持しつつ、マクロ経済の変動を緩和していくことが必要になります。

（２）推計試算方法等の概要

- 一 試算にあたっての前提となる経済成長率の見込みは、財務省及び厚生労働省の推計資産を基礎とし、最近（平成 20 年秋）の景気動向を踏まえて推計する。
また、法令・制度等は平成 20 年 10 月時点において把握可能な概要をもとに試算する。なお、積算はこれまでの財政計画等で用いていた「経常一般財源ベース」ではなく、予算・決算での検証がしやすいように、「事業費ベース」で積算するものとする。
- 一 推計の対象となる会計は、普通会計（一般会計・大船駅東口市街地再開発事業特別会計・公共用地先行取得事業特別会計）とする。

ア 歳入

①市税

- 個人市民税については、平成 20 年 11 月時点の経済見通しに基づき、21 年度まではマイナス成長を続け、22 年度以降景気が回復に向かうものと予測し、22 年度までの市民税はマイナスで推移し、23 年度以降プラスに転じるという推計をベースに、さらに人口推移をもとにした高齢者人口の増加と労働者人口の減少に伴う影響額を加味して見込んでいる。

なお、ふるさと納税については、現時点での影響額試算が困難であるため、この推計の中には見込んでいない。

- 固定資産税・都市計画税については、地価公示価格等の変動割合・鑑定価格及び変動実績と今後の建築見込みをもとに推計している。

なお、徴収率については前財政計画に即した徴収率向上効果が継続するものとして、徴収額を見込み試算している。

②譲与税・交付金・交付税

- 地方特例交付金については、経過措置として交付されている恒久的減税に伴う補てん措置は 21 年度で終わるため、22 年度以降は児童手当拡充分と住宅借入金等特別控除に伴う減収措置分のみを交付額として見込んでいる。

- 地方消費税交付金・自動車取得税交付金は、経済見通しや物価上昇率等を加味して試

算、その他の譲与税・交付金は、20年度見込みと同額を各年度に見込んでいる。

- 特別地方交付税は、21年度、「頑張る地方応援プログラム」によって時限的に措置されている15,000千円分を加算分として見込んでいる。

③国・県支出金

- 国県支出金は、経常的歳出に充当する分のみを計上している。そのうち、扶助費等民生費に関連する支出金は、扶助費の伸びと連動した見込み額を試算し、その他の支出金については、国の財政改革の影響により減少傾向にあることから21年度以降過去の推移で減少していくものと想定して試算している。

④市債

- 21年度は臨時財政対策債の発行可能額を13.1億円、22年度以降は10億円と見込み計上している。その他消防車両、清掃車両の購入など経常的事業に充てる市債分のみを過去の実績値に基づいて見込んでいる。

⑤その他

- 22年度以降の繰越金については、毎年度標準財政規模の3%（約11億円程度）を剰余金として見込み計上し、21年度は20年度の決算見込みに基づき試算している。
- その他の歳入は、過去の決算額の推移や今後の経済動向など、各歳入の実態に合わせた前提条件をもとに試算している。

イ 歳出

①人件費

- 職員人件費については、現行給与制度に変更がないものとして、平成21年度以降の昇給率を1.0%と見込み試算している。なお、第2次職員数適正化計画を念頭に置きつつ、中期実施計画事業の必要な職員数は別途措置することとしたため、経費の増額を見込んでいる。

②扶助費

- 22年度以降は、18年度実績から20年度見込みまでの3カ年の平均伸び率6.1%をもとに推計している。

③公債費

- 既発行分については償還計画に基づき、今後発行分については、期間内実施計画事業で市債を財源とする事業及び土地開発公社経営健全化計画に基づく新規借り入れ分等を勘案し反映させている。

④繰出金

- 「介護保険事業特別会計」は、平成21年度から25年度まで年々増加し、平成25年度には21年度比15.6%の増加を見込んでいる。
- 「後期高齢者医療事業特別会計」は、今後、75歳以上の対象者が増加することから、一定割合で医療費等の増加を見込んでいる。
- 「国民健康保険事業特別会計」は出産育児一時金の引き上げに伴う法定繰入の増分を

見込んでいる。

- 「下水道事業特別会計」は、普通会計からの繰出金について現状の約30億円程度を継続するものと見込んだ上で、下水道事業平準化債などの起債を有効活用し、下水道に必要な金額を試算している。なお、繰出金の合計の中には、下水道事業における政策的経費に係る一般財源約11.4億円を含んでいる。

⑤その他

- 維持補修費については、施設の老朽化に伴い、今後も拡大傾向が続くことが予想されるため、過去3カ年の推移状況に物価変動率を加味して試算している。
- 「貸付金」、「投資及び出資金」、「普通建設事業費（経常分）」「積立金」については、過去の推移状況、20年度予算の見込み等からそれぞれ個別に積算している。

(3) 期間内収支見通し

期間内経常的事業財政収支

(単位：億円)

区 分		推 計 期 間					合 計
		H21	H22	H23	H24	H25	
歳 入	市税	361.6	362.5	369.0	371.0	376.5	1,840.7
	譲与税・交付金等	32.9	30.5	30.9	31.3	31.7	157.3
	国県支出金	48.9	50.8	52.8	55.1	57.6	265.2
	市債	13.9	10.8	10.8	10.8	10.8	57.3
	その他	55.6	45.3	45.2	45.2	45.2	236.5
	合計(A)	512.8	499.8	508.8	513.5	521.9	2,556.8
歳 出	人件費	149.3	147.8	143.5	143.0	137.7	721.2
	(うち退職手当)	13.5	15.4	13.2	15.7	13.5	71.3
	扶助費	63.2	67.0	71.1	75.5	80.1	356.9
	公債費	57.8	56.6	53.2	49.9	46.9	264.4
	繰出金	78.6	79.4	80.6	80.7	79.9	399.2
	その他	121.2	121.8	122.4	123.2	123.9	612.5
	合計(B)	470.0	472.6	470.8	472.2	468.6	2,354.2
収支C=A-B		42.8	27.2	38.0	41.3	53.3	202.6
実施計画充当可能自由財源		31.8	16.2	27.0	30.3	42.3	147.6

※それぞれの数値は四捨五入していますので、収支等は計算が合わない部分があります。

※実施計画充当可能自由財源の算出にあたっては、収支Cから翌年度に繰り越すべき剰余金11億円(標準財政規模のおおむね3%)を控除した額としています。

※期間内経常的事業には、将来の法改正等に伴い発生する費用、現時点で予測できない社会環境の変化に応じて必然的に負担しなければならない経費、現在の推計条件を大きく超える物価高

等への対応経費などは見込んでいません。

これら突発的・臨時的な経費については、実施計画事業の採択額（予算ベース）と執行ベースでの差金や行政改革を進めることでの節減経費等で対応していくことになります。

※実施計画事業充当可能自由財源の対象事業は、普通会計（一般会計・大船駅東口市街地再開発事業特別会計・公共用地先行取得事業特別会計）における実施計画事業になります。下水道事業については、一般会計からの繰出金を財源の一部にして、公営企業経営の視点に立って別途実施していくことになります。

これまでの決算実績等から推計した、計画期間内における経常的事業の収支は約203億円を見込みますが、平成19年に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき一定の黒字収支を確保し、その剰余金（毎年度11億円を見込む）を毎年度の繰越金として歳入に見込んだ上での収支であるため、ここから導き出される実施計画に充当可能な自由財源は約147.6億円となります。

この自由財源に、期間内に見込める財産処分の売却収入約16.8億円、さらに財政調整基金並びに事業目的に即した各種基金活用16.6億円を加えた約181億円を、期間内の実施計画事業財源と見込みました。

●財産処分の促進 約16.8億円

- ― 旧市営弁ヶ谷住宅用地（1962㎡）、旧市営西泉水住宅用地（1454㎡）、旧中央公民館分館等跡地（3900㎡）、その他売却可能な普通財産の計画的な処分を進め歳入確保を図ります。

●各種基金の効果的活用 約16.6億円

- ― 鎌倉市には財政調整基金のほか、特定目的基金として緑地保全基金、教育文化施設建設基金、一般廃棄物処理施設建設基金など10種類の基金があります。財政調整基金の残高が20億円程度を維持できるよう、財政調整基金の活用は5億円以内にとどめ、公共公益施設整備基金及び事業目的等に即した特定目的基金約12億円を効果的に活用することで、円滑な事業実現を図ります。

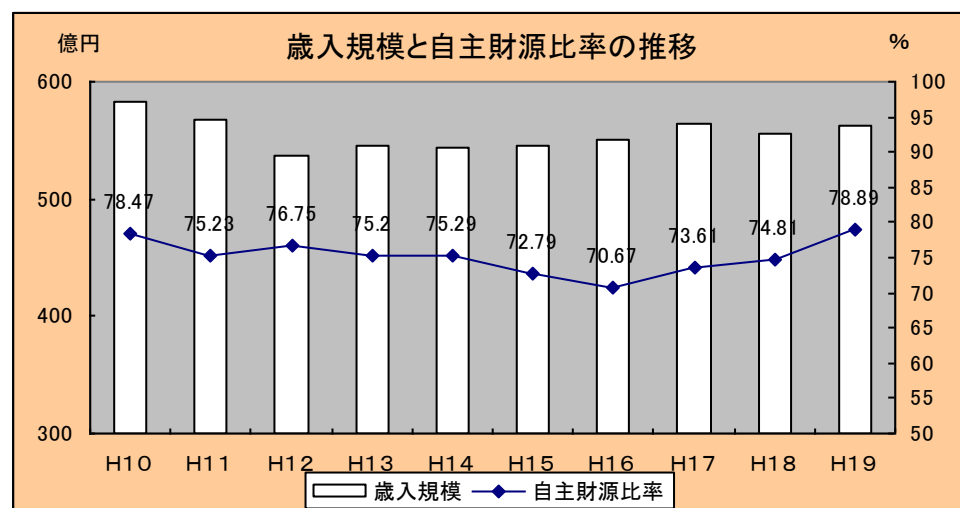
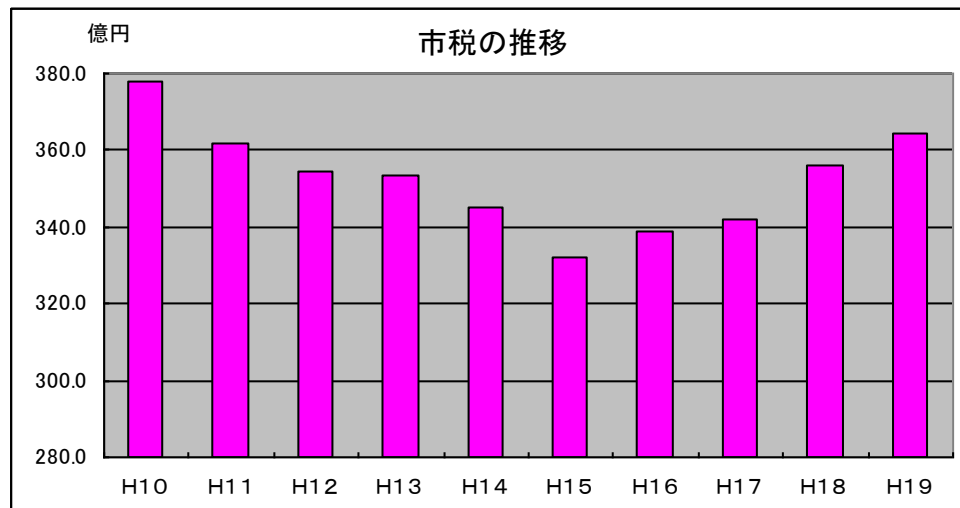
（４）歳入歳出の主要費目の動向

ア 市税の推移

本市の財政構造は自主財源比率が高く（平成 18 年度の自主財源比率 74.8%は全国で 20 位の水準です）、なかでも市税の歳入に占める割合が非常に高くなっています。

本市のように普通交付税が交付されない不交付団体にとっては、市税の動向次第で今後の財政運営が大きく左右されることになりますが、市税については、国の税制改正、財政政策や景気動向等、他律的な要因による影響を大きく受けるものであり、市がなかなかコントロールできないのが実情です。

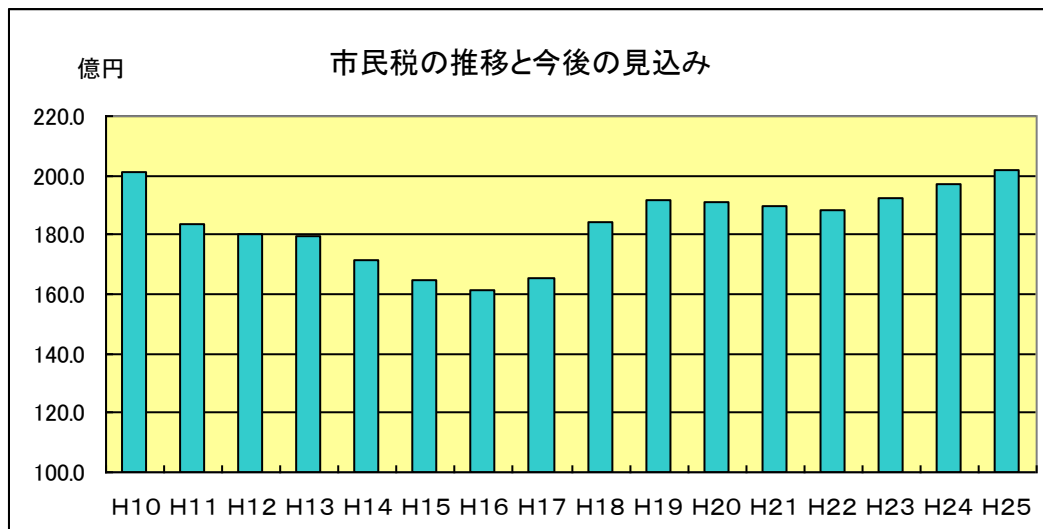
国の財政改革に伴う国庫補助負担金の減額や適正な市債管理のあり方という点から、市税にかわる財源を容易に見出せにくい環境にあるため、市税の伸縮に応じた弾力的な行財政運営が必要になります。



平成16年度以降、自主財源比率は右肩上がりの上昇傾向にあります。これは三位一体改革の一環として、国庫補助負担金など依存財源の削減がなされてきたためであり、自主財源比率の拡大がそのまま歳入総額の増大につながっているわけではありません。

しかしながら、高い自主財源比率は、国や県の財政的支援を前提にした行政運営ではなく、地方分権の主旨に沿った、自由度の高い行政運営を可能にするものであり、鎌倉市の大きな財政的特徴となっています。

①市民税の推移と今後の見込み



※すべて現年課税分の額となります。

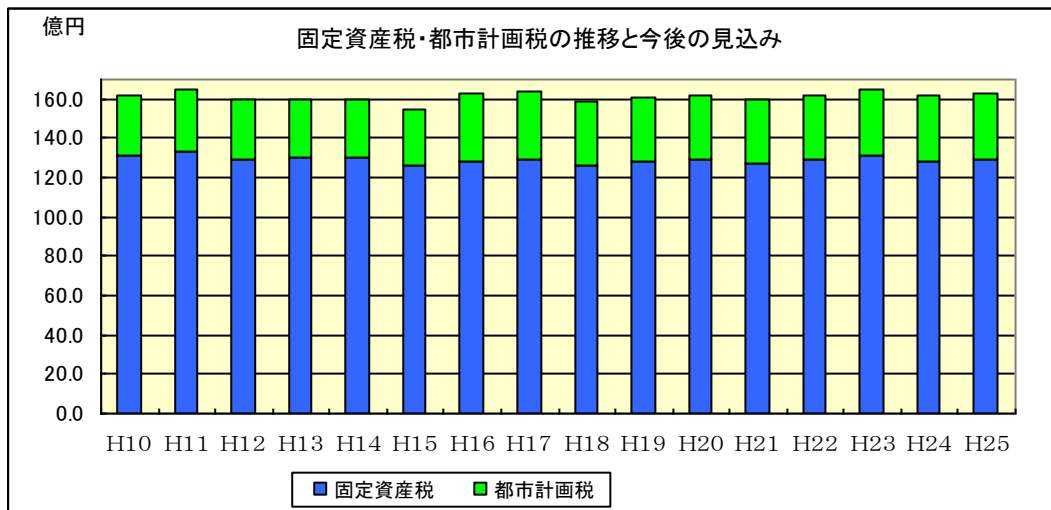
市民税は、景気の動向や国の税制改正に大きく左右される非常に変動率の高い税目です。

平成10年度から16年度までは、景気の低迷や恒久的減税の影響により減収が続いておりましたが、景気の上昇や定率減税の廃止などにより17年度以降は増収に転じており16年度から19年度にかけて市民税は約30億円伸びています。

しかしながら、この伸びの背景には定率減税の廃止に伴う地方特例交付金の減収約15億円、三位一体改革に伴う国庫補助負担金約7億円の削減、加えて本市の場合、住民税のフラット化による税源移譲の効果としてマイナス4億円の減収要因があるため、住民税の伸びがそのまま歳入の実質増につながっていないというのが実態です。

21年度以降の市民税の予測は、国の経済成長予測や人口推移等をもとに推計していますが、経済情勢の悪化を受け22年度まではマイナスで推移し、23年度以降は、景気の回復によりプラスに転じるという見込みをたてています。

② 固定資産税・都市計画税の推移と今後の見込み



※すべて現年課税分の額となります。

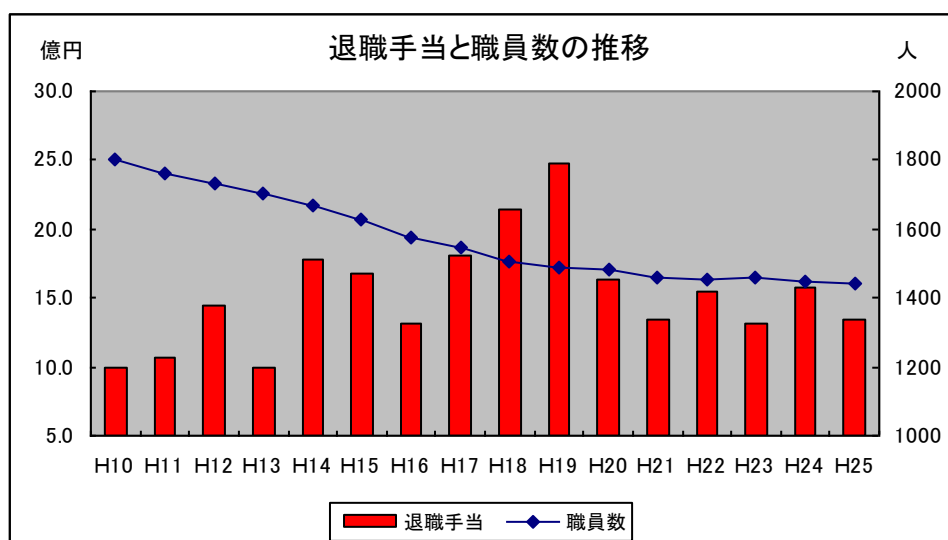
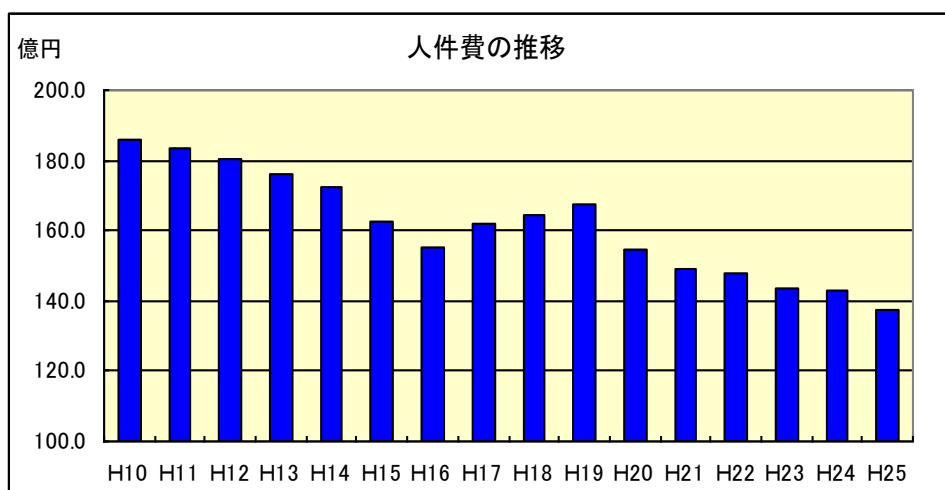
固定資産税・都市計画税は、160億円前後で推移しており、市民税に比べて変動の少ない安定した財源といえます。バブル崩壊以降の長期にわたる地価下落局面においても税額の負担調整が行われており、安定した税収入が得られてきました。

本市の地価は上昇傾向に転じていますが、平成21年度と24年度は、評価替えによる家屋の経年減価の影響を見込み、対前年度マイナスとなる試算をしています。

しかしながら、趨勢としては今後も過去と同水準の安定税収が引き続き見込めるものと想定しています。

イ 人件費

福祉、衛生、教育など市のサービスは多岐にわたっています。市の事業の多くは労働集約型の業務形態であるため、人件費は充実した市民サービスの基礎となるものですが、一方で予算に占める人件費の割合が高くなれば、財政の弾力性が失われることにもなるため、職員数の適正化に努めるとともに、アウトソーシングや民間活力の導入、市民との協働など様々な工夫により、効率よい行政運営をしていくことが必要になります。



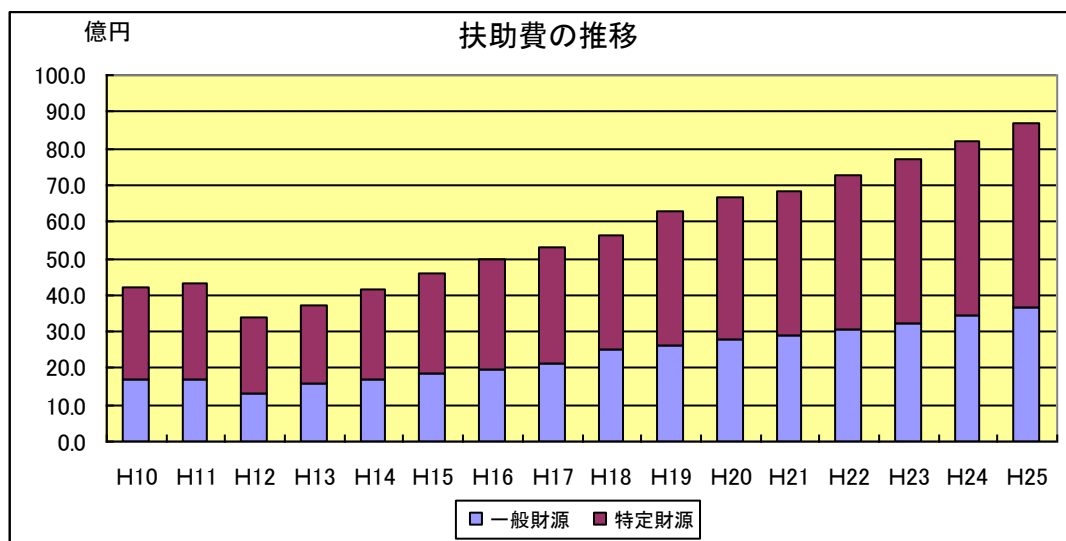
※職員数は全会計の総職員数になります。

平成18年度及び19年度をピークとした団塊世代職員の大量退職に伴い新陳代謝が進むことから人件費は下降トレンドに入る見通しです。

ウ 扶助費

扶助費は、生活保護法、児童福祉法、老人福祉法などに基づき支給する各種扶助（生活扶助、教育扶助、医療扶助）に係る経費になりますが、恒常的に増加しています。

少子高齢化が急速に進展するなか、この傾向は今後も続くことが予想されますが、扶助費等の伸びは義務的経費の拡大を通じて、財政の硬直化をまねくおそれがあります。



※平成12年度に介護保険事業特別会計ができたため、普通会計ベースでの扶助費は減少しました。

扶助費は、過去5ヵ年の推移で毎年平均7%という高い上昇率を示しています。扶助費の多くは、国や県の支出金を財源（特定財源）にしていますが、年々市が負担する一般財源部分も増加傾向にあります。低成長経済に移行した我が国にあって、税が今後右肩上がりで増えつつけることは考えにくいというのが実情ですが、そのような中において、7%という高い上昇率で伸びつつける扶助費の財源をどう捻出していくかが大きな課題になっています。

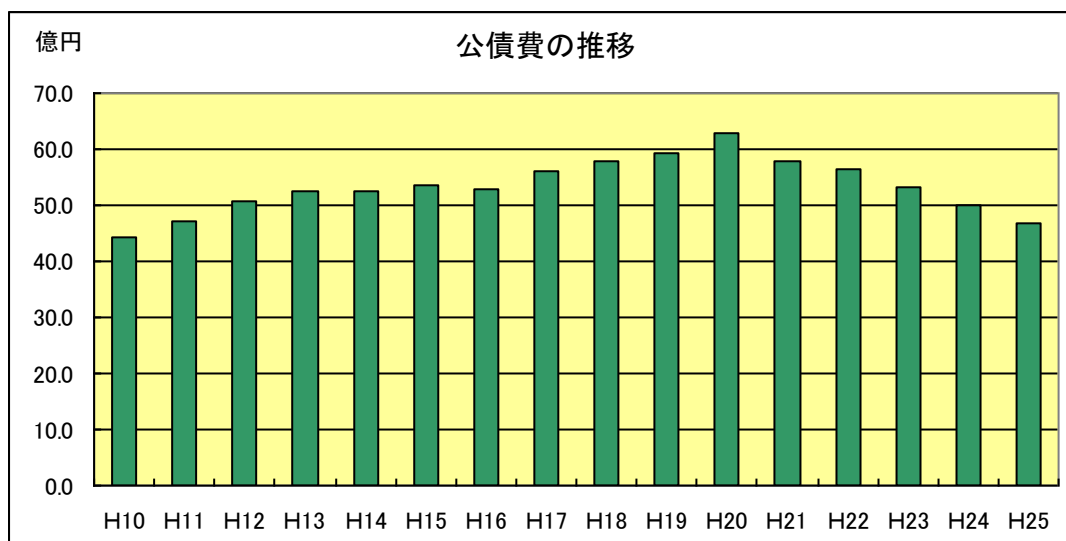
持続可能な福祉施策を継続していくためにも、市民生活のセーフティネットとして機能する扶助のあり方を見定め、効率的で、かつ有意義な扶助費の支出に心がけていくことが必要になります。

エ 公債費

教育施設や福祉施設の整備や公園の設置など、市はいろいろな施設整備を行っています。多額の事業経費がかかるものについては、世代間の負担の公平や、財源の平準化を図るために市の借金である市債を活用して整備を進めてきました。

公債費は、過去に借りた市債の償還に充てるための借金の返済費になります。

公債費は将来の財政負担を拘束するものであり、その増大は財政の硬直化の原因にもなるため、後年度負担や将来の公債費の推移動向を視野に入れた適切な市債管理が必要となります。

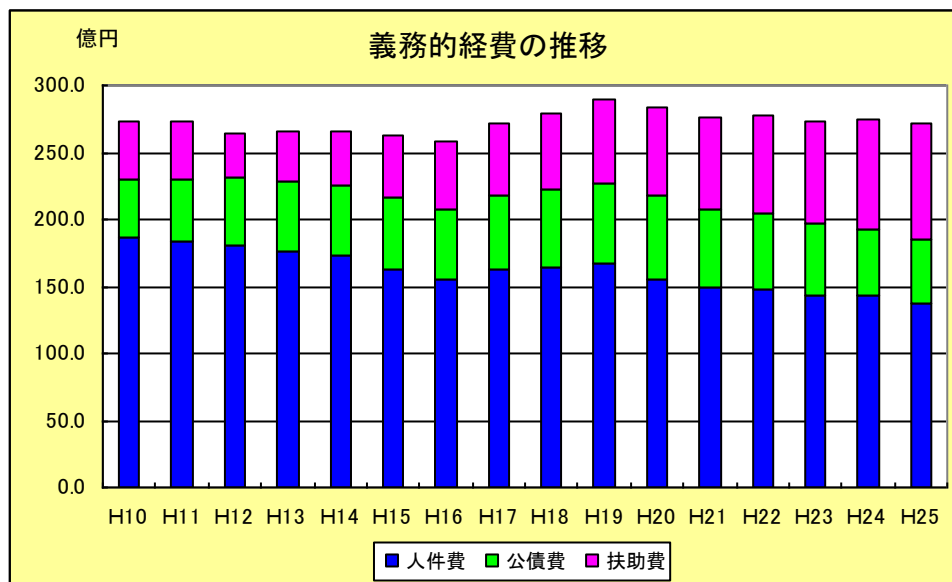


※21 年度から 25 年度の計画期間内に、実施計画事業の財源等として約 190 億円の市債を新たに発行する予定ですが、21 年度以降の公債費にはその償還予定額も含んでいます。

※20 年度の公債費にはみどり債の借換分 15 億円は計上していません。

公債費は平成 20 年度をピークに、高金利時代に借り入れた市債の償還が逐次終了していくことなどに伴い、今後は減少に転じていく見込みです。

※義務的経費の動向



人件費、公債費、扶助費は、任意に削減ができない経費ということで「義務的経費」といわれており、極めて硬直性の強い経費です。

今後は、扶助費の伸びを人件費と公債費の減少で補うという形で、270 億円前後の水準を横ばいで推移していく見通しですが、人件費、公債費の圧縮にも一定の限界点はある

ため、扶助費の伸びをいかに抑え、義務的経費の増大を回避していくかが中長期的な課題になります。

いずれにしても、義務的経費の財源不足は、他の経費の削減か市民負担の増という形で対応するしかなくなりますので、義務的経費の推移動向には十分留意していく必要があります。

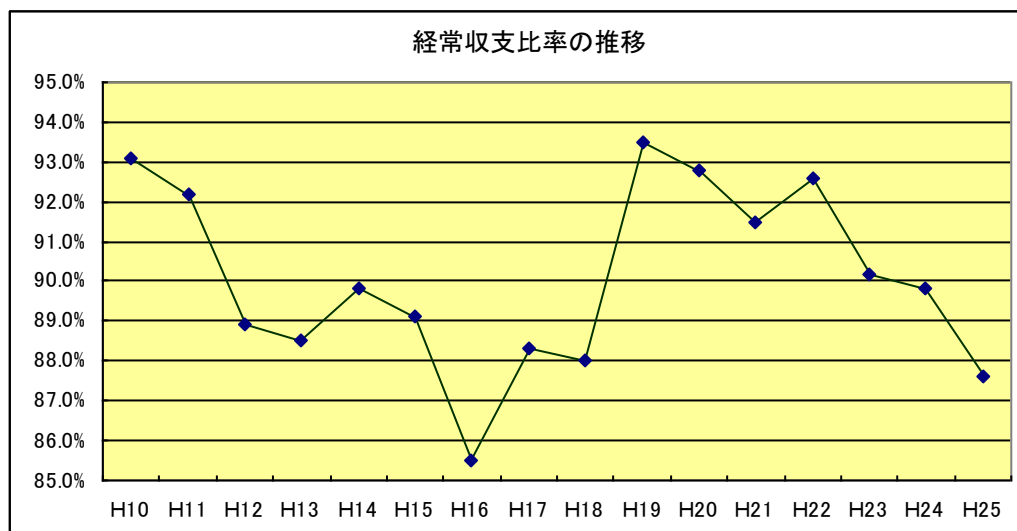
3 今後の財政運営

(1) 主な指標と運営目標

① 経常収支比率

市が社会経済や行政需要の変化に対応していくためには、財政構造の弾力性が確保されていなければなりません。経常収支比率とは、人件費や扶助費、公債費のように毎年経常的に支出される経費に、市民税など用途が特定されておらず毎年経常的に収入される財源（経常一般財源）が、どの程度の割合になっているかを示すもので、財政構造の弾力性、つまり自由に使えるお金が多いか少ないかを判断するための指標です。

社会が成熟化し、施設建設やインフラ整備などのハード事業から、福祉や子育て支援などソフト事業に行政の重心が移ってきたことに伴い、全国的に経常収支比率は上昇傾向にあります。災害等への緊急対応や突発的な行政需要に対応していくためにも、経常収支比率が90%未満になることを目指した財政運営を行います。



※ 経常収支比率は、歳出の状況だけではなく、市税など歳入動向に大きく左右されるため、経済環境や国の税制度改革など他律的な要因によって大きく動く可能性が強い指標です。この推移見込みは、20年11月時点の市税環境、物価動向見込み等を前提に試算しています。

※ 経常収支比率には都市計画税が反映されていません。実際は都市計画事業のために借入れた公債費の償還財源としても都市計画税を活用しているため、その分だけ一般財源への負荷が軽減されているのですが、経常収支比率の算定上は都市計画税がないものとして扱われます。このため

経常収支比率で示される財政の弾力度は必ずしも実態を表すものではないのが実情です。
財政運営においては、こういった実態も考慮に入れた中で、経常収支比率の運営指針を見定める必要があります。

経常収支比率の推移については、職員数の適正化計画に基づく削減努力、職員給与の暫定削減、その他様々な行革努力の積み重ねにより平成16年度まで低下傾向を示していましたが、17年度以降は退職手当の増大などを背景に上昇に転じました。

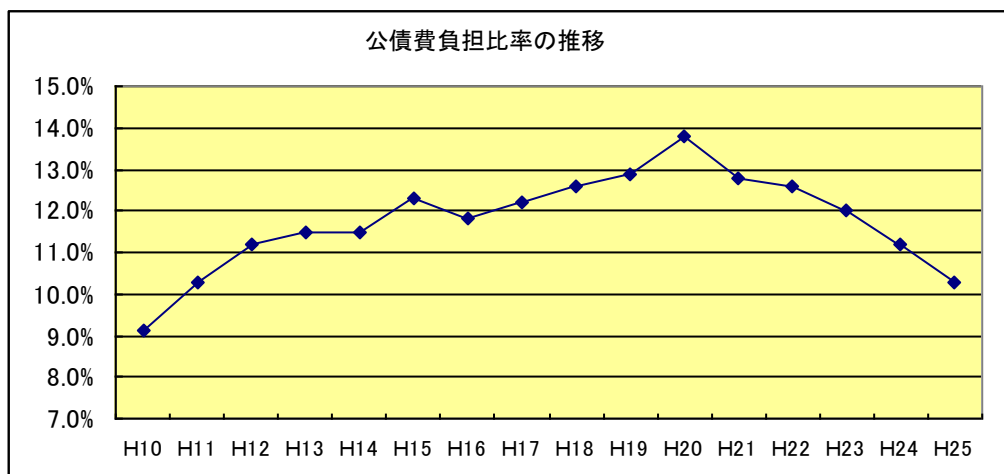
人件費等については団塊世代職員の退職手当への対応が一巡した後は、再び下降トレンドに入ることもあり、経常収支比率は今後逐次改善していくという見通しを立てていましたが、三位一体改革に伴う税財源の移譲の効果として、本市の場合、10億円以上のマイナス影響が出たため、19年度の経常収支比率は大幅に悪化しています。

歳出面をみた場合、人件費、公債費の減少により、今後の経常収支比率は改善していく見通しですが、景気環境が悪化している中、市税の動向に注視していく必要があります。

②公債費負担比率

公債費は、義務的経費の中でも、特に弾力性が乏しい経費であるため、その動向には十分留意する必要があります。公債費負担比率は公債費に充当された一般財源が一般財源総額に対して、どの程度の割合になっているかを示す指標で、公債費がどの程度一般財源の使途の自由度を制約しているかをみることによって、財政構造の弾力性を判断するものです。一般的に、財政運営上、15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされています。

借金の返済が過度な財政負担とならないよう、10%程度での財政運営を目指して公債費の管理を図っていきます。



公債費負担比率は、ここ10年の推移では一貫して上昇を続けていましたが、警戒ラインである15%を突破することのないよう市債の抑制を図ってきたことに加え、バブル期前後の高金利時代に借り入れた市債の償還が終わりを迎えるなか、平成21年度以降は、順次低下していく見通しです。

※公債費負担の適正度を見るための指標として、実質公債費比率が新たに作成されておりますが、これはあくまで国が自治体の財政破綻を認定するための指標であり、どの程度の数値での運用が望ましいかの経験則に乏しく、財政運営にあたっての指針としては使えないため、本市は財政の硬直度の判断に適している公債費負担比率の推移動向に着目していくことにします。

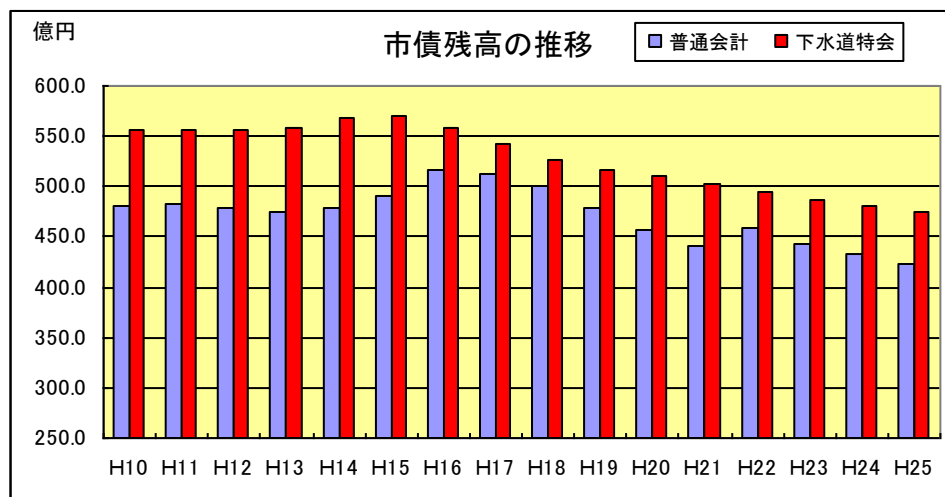
実質公債費比率は25.0以上が早期健全化基準、35.0以上が財政再生基準になりますが、本市の平成19年度の率は4.3%（計算方法が平成19年度に大きく変わったため、平成18年度の当該比率13.9%から大幅に低下しています）になっています。

③市債残高の推移について

市債は世代間負担の公平を図りながら必要な社会基盤整備を進めていく上で必要不可欠なものです。償還期間が長期にわたるため、20年後、30年後の財政運営に大きな影響を及ぼすものでもあります。このため、安易な市債の活用は控え、将来その債務を担っていく後世代の理解が得られる公共事業を中心に、後年度への影響も視野に入れながら慎重に活用していく必要があります。

市債残高が増加傾向にあるか、減少傾向にあるかは、今の世代が後世代に負担を先送りしているのか、あるいは今の世代が努力して後世代の負担を軽減しているのか、という財政運営の方向性を示すものになります。

このため、市債残高の推移動向にも十分留意した財政運営、市債管理が必要になりますが、プライマリーバランス等に配慮した市債の活用を進めることにより、着実に市債残高が減少に向かう財政運営に心がけます。



鎌倉市の地形的な特性により、下水道整備にかかる経費は他市に比べ多くならざるを得ない面がありますが、このような事情に加え、急ピッチで下水道普及率の向上に努めてきた結果、教育施設、みどり、公園、福祉施設などの整備のために普通会計で借入れを行ってきた市債残高よりも、下水道整備に伴う市債残高の方が多くなっています。

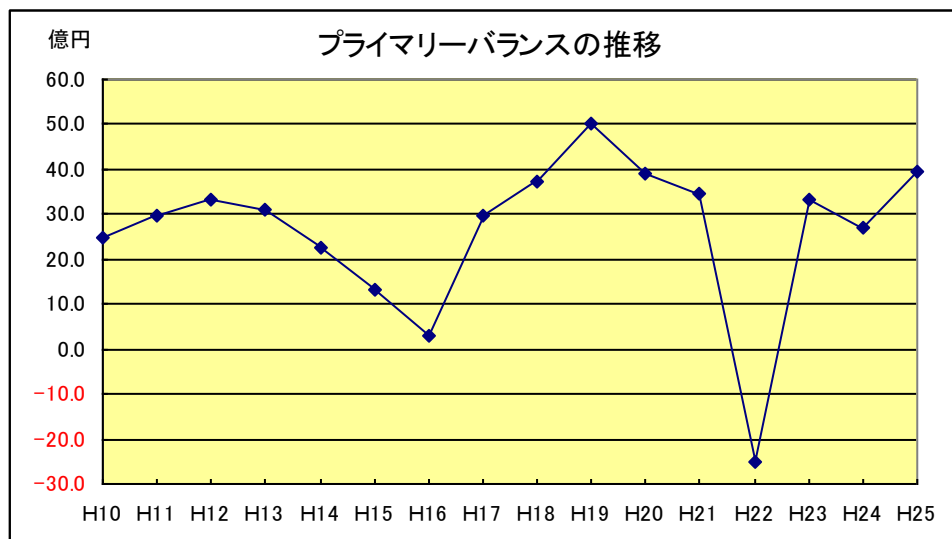
期間内に、普通会計における事業財源等として約190億円、下水道事業で約130億円

を新たに借り入れる予定ですが、計画的な市債活用により、市債残高は普通会計、下水道特別会計ともに減少に向かう見通しです。

※プライマリーバランスの推移

プライマリーバランスとは、収入と支出のバランスを見るもので、新たな借入れと過去の借入金の元利償還金を除いた歳入と歳出の差額になります。

プライマリーバランスがプラスということは、その年度の市税収入などによって、その年度の支出が賄えていることを意味します。逆に、マイナスの場合には、新たな借入れをしなければ、その年度の支出を賄えないことを意味します。



本市のプライマリーバランスは、ここ十年で見ても継続してプラスを維持しています。平成16年度は、台風22・23号の災害への対処等のため3億円のプラスにとどまりましたが、その後はプライマリーバランスを重視した財政運営に心がけてきたこともあり、大幅なプラスが続いています。特に平成19年度は、退職手当のピークを市債に頼ることなく乗り切ったことから、50億円以上のプラスになっています。

平成22年度は土地開発公社経営健全化計画に基づき約30億円の市債を活用しての公社用地の買取を予定しているため、プライマリーバランスは一時的にマイナスとなる見込みですが、期間内における基本的な見通しとしては、プライマリーバランスのプラスを確保した上で、新たな実施計画事業を進めていくことになります。

(2) 今後の行財政改革

限られた経営資源をより効率的に活用し最大の効果を上げるよう努力することは行政運営の基本です。このため、的確な行政評価等による「成果を重視した行政経営」、市民、行政、企業がそれぞれの立場で公共サービスの領域を担う「新しい公共空間の形成」、収入の確保やコストの縮小化など「健全な財政基盤を確立し変化に対応できる行政経営」の3点

を基本方針とする鎌倉行政経営戦略プランにより行財政改革を進めており、この実施計画の策定に向けた考え方も同様の視点に立脚しています。

また、実施計画の計画自由財源を確保するに当たっては、旧市営住宅用地等を対象とした財産処分や歳入の大半を占める市税の徴収率の向上といった収入確保、また第２次職員数適正化計画による人件費の削減等の事業コストの削減など、歳入・歳出両面にわたり鎌倉行政経営戦略プランに基づく行財政改革の取組を前提としています。したがって、実施計画の実現に向け、更には計画期間中に発生する新たな行政需要や緊急課題に柔軟に対応していくためにも改革の取組を推進していきます。

4 その他

（１） 下水道事業の運営

下水道事業は準公営企業として、基本的にはその運営を独自の財源で行うことを求められています。しかしながら、財源のうち下水道使用料が占める割合は平成２０年度予算ベースで２２．９％と低く、一般会計からの繰入金に約３０億円頼っているのが現状です。この繰入金が多いほど、一般会計にかかる負担は大きくなるため、採算性の向上が課題となっています。

維持管理にかかる経費については節減につとめていますが、処理場や中継ポンプ場、管きょなどの施設は、古いものでは建設後５０年が経過するなど、老朽化が著しくなっています。今後はその修繕を行っていく他に、市街地調整区域内の下水道整備や下水道施設の耐震化工事が予定されており、多額の費用がかかる見込みとなっています。

その財源として、国・県の補助制度の積極的な活用を図っていきます。また、下水道使用料については、平成１８年１０月の鎌倉市下水道事業運営審議会からの答申に基づき、平成１９年４月に改定を行いましたが、今後も経営状況を見ながら使用料の適正化へ向け、段階的に使用料の改定を行っていきます。

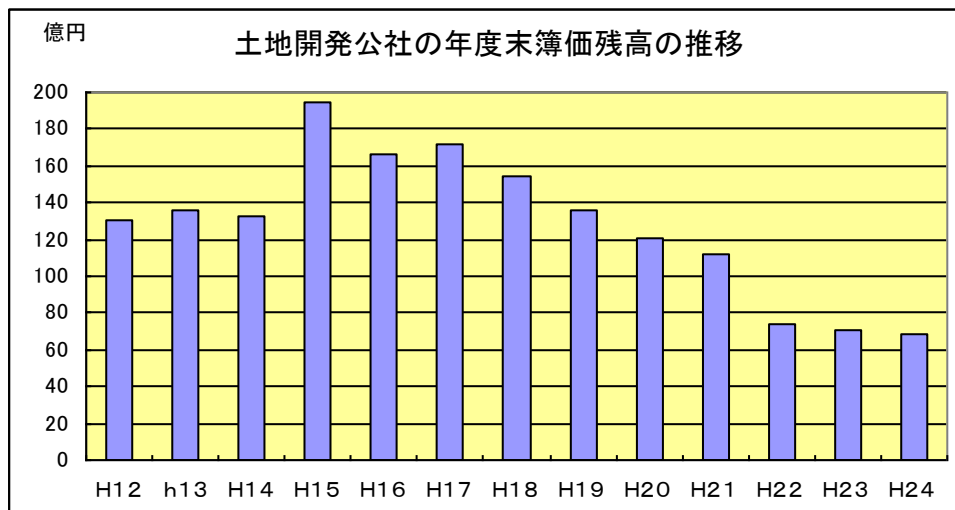
下水道事業債については、平成１５年度末残高約５７０億円をピークに平成１９年度末には約５１７億円まで減少しました。今後も起債額と償還額のバランスに配慮しながら、事業を行っていきます。

（２） 土地開発公社の健全化

市からの要請に基づき、土地開発公社が先行取得した公共事業用地の一部については、長期にわたり低迷を続ける経済環境や厳しい財政状況を背景に、市への売却が滞っています。公社は、金融機関からの借入れによって用地の保有を維持していますが、公社が金融機関から借り入れる資金には市の債務保証が課されているため、土地開発公社の経営健全化はまさに市民の将来負担につながる可能性のある課題としてとらえ、公社経営の健全化を進めていく必要があります。

このため、平成２０年度に「土地開発公社の経営の健全化に関する計画」を策定し、県

知事の指定を受けました。これにより平成24年度までに、国の財政的援助を活用しながら、公社の簿価残高を半減させていく道が開けています。



※推計期間は「土地開発公社の経営の健全化に関する計画」の最終年度である平成24年度までを見通したものです。

平成15年度、広町緑地を公社により取得したため、当該年度の簿価残高は200億円近くまで膨らみました。平成15年度以降は、市が独自に定めた「鎌倉市土地開発公社経営健全化」に基づき計画的な買取りを進めてきた結果、平成19年度の簿価残高は136億円程度まで圧縮が図られています。

今後は、県知事指定を受けた新たな健全化計画のもと、国の財政的支援を得るなかで、さらなる簿価の圧縮が可能になったため、平成24年度末は約68億円程度と半減していく見通しです。

(3) 国・県への要望

地方分権が進み、地方が自主的な行財政運営ができる道筋ができつつありますが、税制度や地方財政制度の大きなフレームは、国の施策として決まる部分が多いため、依然、地方は国の動向を強く意識し、また基礎自治体としての実態を国に訴えていかなければならないのが実情です。

鎌倉市としては、真の地方分権が可能となる財政基盤の確立をめざし、次のような要望を国・県に強く訴えていく必要があります。

- 予防接種の拡大や学校での情報教育の推進（パソコンの設置）など、国の方針に即した事業経費の財源については、国も一定の責任を負うべきものですが、国庫補助負担金の改革により、補助負担金の新規創設が困難になるなか、ほとんどの経費の財源措置は交付税での措置ということになっているのが現状です。この場合、鎌倉市のような交付税の不交付団体は、何の手当てもないまま支出だけが増えていくことになりま

すので、それだけ市の裁量で使うことのできる財源が圧迫されていくことになります。本来、未来を担う子どもたちの教育や市民の安全にかかわるナショナルミニマムとしての国施策に伴う財源保障については、地方の財政力の格差是正を目的とした交付税制度を利用することは適當ではないため、交付税制度の濫用的活用は避け、すべての自治体に等しく財源保障が図られる制度設計を訴えていかなければなりません。

- 三位一体改革において、本市の場合、約7億円の国庫補助負担金の削減が行われましたが、これに代わる税財源の適切な移譲がなされず、逆に住民税のフラット化という制度改正により約4億円のマイナス影響が生じました。このため、再三にわたり、適切な税財源の移譲を要望してきましたが、何ら財源措置が示されず今日に至っております。この結果、平成19年度の決算では、本市の経常収支比率は前年度比5ポイント以上悪化することになり、財務構造の体質改善を目標に進めてきた様々な行革努力を根底から覆すものとなりました。

住民税のフラット化によって生じたマイナス影響を補完し、適切な税財源の移譲がなされるよう、引き続き強く要望していかなければなりません。